

令和5年度 第4回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年7月12日(水)午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (27人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	16番 勝又高君
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
27番 杉山光利君	28番 石田澄夫君
29番 滝口恵治君	30番 杉山裕君
31番 林良三君	

欠席委員 (4人)

4番 立道和策君	10番 勝亦里沙君
23番 勝亦康雄君	24番 勝又保明君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告  
報 第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について  
報 第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案  
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案  
議案第17号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会に関する議案  
議案第18号 令和6年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項の提出について
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 (田代 欣三)

## 会議の概要

事務局 ただ今から令和5年度第4回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。

会長 --会長挨拶--

事務局 ありがとうございます。

本日の出席の報告ですが、議席番号4番 立道和策委員、議席番号10番 勝亦里沙委員、議席番号23番 勝亦康雄委員、議席番号24番 勝又保明委員が欠席となります。農業委員の出席は過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。

会長よろしく願いいたします。

会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。

会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、3番 加藤由富委員、5番 岩瀬茂委員よろしく願います。

会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。

報第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

報第8号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年7月12日報告。今月の4条の届出は2件です。

(番号1～2について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 続きます、報第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局 議案書の2ページをお願いします。  
報第9号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年7月12日報告。今月の5条の届出は2件です。

(番号1～2についての内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 日程6 農地法に関する議案に入ります。  
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。  
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の3ページをお願いします。  
議案第16号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年7月12日提出。今月の3条許可申請件数は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,704 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より借り受けるものです。譲受人は太陽光発電設備一体型農業用施設を設置して営農を行います。具体的には屋根に太陽光パネルが組み込まれたビニールハウスを用いて、内部で菌床シイタケの栽培を行います。ここで本案件が転用に該当しないと事務局が判断した考え方について資料を用いて説明します。

まず、ビニールハウスが営農を目的とした施設であることから、太陽光発電のみを目的とした営農型太陽光発電施設とは異なります。このとき、営農型太陽光発電施設や底面にコンクリート等を張った温室等を設置する場合は転用に該当しますが、今回は底面にコンクリート等を張らずにビニールハウスを設置するため、転用に該当しません。

次に、営農型太陽光発電設備のように、支柱や骨組みの接地面が転用に該当するか否かについて説明します。静岡県農地利用課に問い合わせたところ、後付けで太陽光パネルを設置する場合、これを目的に支柱や骨組みを補強したときに転用許可が必要となります。

では、本案件のように新設で太陽光パネルが一体となっている場合ですが、通常よりも太い柱や強度の高い柱が使用されるときに転用許可が必要であると回答がありました。しかしながら、通常よりも「太い」や「強い」の明確な基準が国及び県において示されていないことから、転用許可が必要であるための強い根拠にはなり得ないものと考えます。

以上を整理すると、1 営農を目的とした施設であるか、即ち営農を適切に行うか、2 柱や骨組みの強度が通常の温室等と同程度か、の2点について、県の技術的助言のもと事務局内で協議し、本申請は転用に当たらないものと判断した運びになります。

また、法人が農地を借り受けるため、解除条件付き賃貸借契約を譲渡人と譲受人の間で締結していますが、本日議決をいただいた場合は、農地法第3条第5項の規定に基づき、適切に営農を行うことの条件を付した上で許可をいたします。

設置される温室について補足しますと、配置図において棚が置かれた区画が1部屋となり、温室全体を複数の部屋に分け、いずれもシイタケの菌床栽培を行う計画です。

温室設置後は、温室の状況及び営農の状況を事務局が現地にて確認いたします。

なお、法人が農地を借り受けるため、譲受人は毎年営農状況について農業委員会へ報告することが義務付けられていますが、事務局としましては、現地確認等も通じて今後の営農状況を注視いたします。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 1,191 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より贈与を受けるものです。

整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

この申請につきましては、今事務局から説明がありましたような内容について疑問に思った訳ですが、そういう中でこれについては、3条の許可申請に該当するものということでしたので、それをもとに調査を行なったものです。

調査日は令和5年7月8日です。譲受人の社員の方と、譲渡人が高齢のため息子さんと3人で現地立会いを行いました。

申請については、本人が申請したもので内容に間違いはないということです。

権利の設定、移転等の内容ですが、譲受人は経営規模拡大のため、高齢により農業規模を縮小したいと考えていた譲渡人から農地を借り受けるものでございます。

効率的な農地の利用ですが、取得する農地につきましては会社から6.2 kmほど離れたところにありまして、車で10分程のところになります。農作業従事者については4名で、

お茶等の栽培等を約 9,000 m<sup>2</sup>行っているということです。農機具については、トラクター、草刈機等を所有しているということです。新たに所有する農地については、温室においてシイタケ、芋等を栽培するという話でございます。

現在は太陽光発電設備の下部の約 9,000 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、問題はありません。耕作管理計画についてですが、新たに所有する農地は温室を設置してシイタケ、芋等を栽培するということです。

耕作面積ですが、現在約 9,000 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており問題がないと考えます。

転貸しについてはありません。

地域との調和の関係ですが、地元の取り決めに遵守して支障のないよう行うとのことです。ここは周辺が太陽光になってきておりまして、全体が太陽光になってしまう状況が周辺との調和という面から心配ではありますが、ぜひとも支障がないように営農を行っていただきたいと思っております。

以上です。

会長

続きまして、番号 2 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

5 番委員

調査日につきましては、譲受人については 6 月 30 日、譲渡人とは 7 月 1 日に調査いたしました。譲渡人については電話にて調査し、譲受人につきましては自宅において調査しております。

申請行為につきましては、申請人双方とも、申請行為については本人が申請したもので内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容につきましては、譲渡人は現在神奈川県川崎市に住んでおり、譲受人とは遠い親戚と聞いているとのことでした。譲渡人は農地の維持管理が難しいので、譲受人に贈与し、農地を保全したいとのことでした。譲受人は、自宅に近い申請地を取得し営農活動の拡大を図りたいとのことでした。

効率的利用につきましては、譲受人が取得する農地は、自宅から車で 4 分程度の所であり、作業従事者は本人夫婦で 40 年程の経験があり、農機具については耕運機等を所有しており、新たに所有する農地も効率的に耕作されると思っております。

耕作管理計画ですが、お茶の栽培、キャベツ、じゃがいも、さつまいも等の作付けを予定しているとのことです。

転貸しにつきましては、転貸しはありません。

地域との調和につきましては、集落の取決めに従い、支障の無いよう耕作を行うとのことです。

以上報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思っております。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 日程 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。  
議案第 17 号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。  
なお、本議案につきましては、整理番号 11 番から 13 番に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号 1 番から 10 番、14 番について審議いたします。その後整理番号 11 番から 13 番について審議をいたします。  
それでは、整理番号 1 番から 10 番、14 番について事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の 4 ページをお願いします。  
議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和 5 年 7 月 12 日提出。  
議案書 5 ページの議案第 17 号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。  
本議案は、公告予定日が 7 月 13 日の利用集積計画となります。  
本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が 14 件で、合計面積は 43,839 m<sup>2</sup>、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号 1～番号 2	(議案書の内容読み上げ)	10 筆	15,077 m <sup>2</sup>
番号 3～番号 6	(議案書の内容読み上げ)	4 筆	6,844 m <sup>2</sup>
番号 7～番号 10	(議案書の内容読み上げ)	6 筆	9,515 m <sup>2</sup>
番号 14	(議案書の内容読み上げ)	1 筆	3,884 m <sup>2</sup>

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 事務局から整理番号 1 番から 10 番、14 番の説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に整理番号 11 番から 13 番について審議いたします。なお、本案件につきまして

は12番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、12番委員は退席をお願いいたします。

(12番委員退席)

会長 それでは、整理番号11番から13番について事務局から説明を求めます。

事務局 番号11～番号13 (議案書の内容読み上げ) 4筆 8,519㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。12番委員は着席してください。

(12番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 次に日程8 農業委員会に関する議案を議題とします。  
議案第18号 令和6年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項の提出について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案8ページをお願いします。  
議案第18号 令和6年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項について、別紙のとおり提出したいので委員会の決定に附す。令和5年7月12日提出。

議案書9ページをお願いします。

本案は、前回6月の総会定例会で皆様にご提出いただいた意見及び要望事項を事務局で取りまとめたものでございます。今後の予定は、本日ご承認をいただいた後、県農業



会議に提出し、県農業会議も県内市町の要望書を取りまとめ、常設審議委員会に諮り、  
県知事、県議会に提出するものです。

それでは、説明いたします。

(内容説明)

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今事務局より説明がございました。ご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 農地の利用状況調査のお礼
2. タブレットの返却時期について
3. 地域計画研修出席に係る農業委員会活動記録簿の記入の仕方について
4. 地域計画に係る定例記者会見の報告
5. 地域計画取組みの市ホームページへの掲載について
6. 地域計画区域内における農地転用の制限について
7. 令和5年度農地利用最適推進研修会について
8. 農業委員・推進委員のためのファシリテーション基礎研修会について
9. 先進地活動事例（滋賀県草津市農業委員会の参入企業への遊休農地あっせんの  
取組み）の紹介並びに協議

10. 配布物

農業会議情報

11. 地域計画策定に向けた研修会（第2回目）の日程について
12. 次回総会 8月14日（月）午後2時00分

御殿場市民会館 3階 第7会議室

以上です。

事務局長

長時間にわたりありがとうございました。全体を通してご質問等ありますか。

16番委員 連絡網についてご提案したいと思います。皆さん携帯等を持っていると思うので、連絡網はメールかラインを使ってなるべくきっちり伝わるようにしたほうが良いのではないかなと思います。ご検討よろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございます。次回までに検討させていただきます。

16番委員 利用状況調査で現地を回っていますが、ガソリン代が高くなってしまって、回ると結構かかってしまう。ご検討してもらいたいです。

事務局長 検討させていただきます。他にございませんでしょうか。  
それでは令和5年度第4回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 3番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 5番 \_\_\_\_\_